



スマホお助け窓口を開設します

問 住民課 住民係
☎ 932-1467(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線111)

住民課ではみんなにやさしいデジタル化の推進のため、スマートフォン初心者・スマートフォンを使ってみたい人を対象に、個別対応のスマートフォン無料相談窓口を開設します。
※スマートフォンを持っていない人には、スマートフォンを無料で貸し出します。

- ▶ **開設日** 1月16日(月)、23日(月)、30日(月)、2月6日(月)、13日(月)
- ▶ **受付時間** 9時～12時・13時～16時
- ▶ **場所** 須恵町役場 1階ロビー特設カウンター
- ▶ **相談内容** スマートフォンの基本操作(メール・電話・カメラ・インターネットの使い方)、LINEの登録方法など
- ▶ **注意事項** 端末設定や端末の購入、機器の故障の相談などは受け付けていません。

水道管の凍結にご注意ください

問 上下水道課 水道係
☎ 932-1445(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線235)

寒さが厳しくなると水道管が凍結、破裂する恐れがあります。

- 凍結しやすい水道管
 - 露出している水道管
 - 風当たりの強い場所にある水道管
 - 家の北側など太陽の当たらない場所にある水道管

- 水道管の凍結を防ぐには
 - 露出している水道管には、保温材や布切れなどを巻いて直接冷たい空気に触れないようにしてください。(保温材はホームセンターなどで売っています。)
 - 蛇口から糸状程度に、少し水を出したままにしてください。

※この場合の水道料金は、使用者の自己負担となりますので、あらかじめご了承ください。

- 水道管が凍結して水が出ないときは
 - 自然に溶けるのを待つか、蛇口を開けタオルをあてて、その上からゆっくりとぬるま湯をかけて溶かします。水道管を叩いたり、急に熱いお湯をかけたりすると、水道管が破裂しますのでご注意ください。
 - 凍結してしまったために、やかんや風呂の浴槽などに汲み置き水を用意しておくに役立ちます。

- 水道管が破裂してしまったときは
 - まず、メーターボックス内にあるバルブを閉めて、須恵町指定水道工事店へ修理を依頼してください。水道メーターから宅内側の修理は、使用者の自己負担となりますので、あらかじめご了承ください。

マイナンバーカード取得促進キャンペーン延長のお知らせ

問 住民課 マイナンバーカード普及推進室
☎ 932-1151(内線174)

住民課では令和4年12月までにマイナンバーカードを新規申請し取得された人に須恵町燃えるごみ袋(大)10枚入り2袋(1,000円相当)をプレゼントするキャンペーンを実施していましたが、好評につき延長します。対象人数は1,000人(先着順)です。規定数に達し次第終了します。

この機会にぜひマイナンバーカードの申請をしてみませんか？

マイナンバーカードの申請は簡単です！

本人確認ができる身分証明書を持って役場1階住民課窓口に来庁するだけです。
あとは職員が写真撮影(無料)から申請までをお手伝いします。
また、新規申請希望者が少数数でも職員が出張して申請手続きを行える場合もありますので、お気軽にご相談ください。
マイナンバーカード取得後のマイナポイントの申込手続きも役場1階住民課窓口でお手伝いします。

マイナンバーカード出張申請窓口を開設します

問 住民課 マイナンバーカード普及推進室
☎ 932-1151(内線174)

住民課では下記の日程で、マイナンバーカード出張申請窓口を開設します。

開催場所 アザレアホール須恵 1階ホワイエ

- ▶ **開催日** 1月17日(火)、20日(金)、25日(水)
- ▶ **時間** 10時30分～16時30分

開催場所 Aコープ須恵店 店舗前特設スペース

- ▶ **開催日** 1月19日(木)
- ▶ **時間** 10時30分～16時30分

手続きや写真撮影は無料です。
当日は本人確認書類をご持参ください。
QRコード付き交付申請書をお持ちいただくとスムーズにお手続きができます。
新規でマイナンバーカードをお申し込みの人に特典(燃えるごみ袋1,000円相当プレゼント+ガラポン抽選)をご用意しています。
マイナンバーカードやマイナポイントについてのお問い合わせなどのご来場も歓迎します。

確定申告に使用できる医療費通知を送付します

問 住民課 国民健康保険係
☎ 932-1467(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線109)

令和4年11月・12月診療分の通知は、令和5年2月下旬に発送する予定です。

医療費通知(医療費のお知らせ)が届く前に確定申告(医療費控除)をする際には、医療機関の領収書を確認のうえ、「医療費控除の明細書」を作成してください。

要介護認定による障害者控除対象者認定書について

問 福祉課 高齢者福祉係
☎ 932-1493(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線125)

本人または扶養している人が65歳以上で、介護保険の要介護認定者の場合は、福祉課が発行する「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることができます。

所得税・住民税の申告の際は、事前に福祉課で認定書の交付を受けてください。

- ▶ **対象者** 令和4年12月31日時点で65歳以上で、介護保険の要介護1から5の認定を受けている人
※要支援認定の人は対象になりません。
※証明書発行にはお時間がかかる場合があります。
※障害者手帳などをお持ちの人は、手帳を提示して控除を受けることができます。
- ▶ **持ってくる物** 印鑑、介護保険被保険者証
※代理申請者は、身分を証明する運転免許証などが必要です。

令和5年度配食サービス事業者募集

問 福祉課 高齢者福祉係
☎ 932-1493(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線125)

高齢者などに対して、手渡しでお弁当を配達する配食サービス事業者を募集します。

- ▶ **受付期間** 1月5日(木)～18日(水) 9時～12時・13時～17時
- ▶ **業務期間** 令和5年4月1日(土)～令和6年3月31日(日)
- ▶ **申請方法** 指定様式(役場1階福祉課窓口で配布)を1部提出

※須恵町ホームページからもダウンロードできます。

- ▶ **提出先** 福祉課 高齢者福祉係



TAX 町税の納付忘れにご注意ください

問 税務課 収納係
☎ 932-1495(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線133・139)

1月31日(火)に納付期限をむかえる町税があります。

町税の納付書の裏面に記載している納付場所(須恵町役場、金融機関、コンビニエンスストアなど)や、キャッシュレス決済(PayPay、LINE Payなど)で納付が可能です。

また、振替口座のご登録がある人は、納付期限当日に登録されている口座から、該当町税の金額分を引き落とししますので、預金残高にご注意をお願いします。

▶ 対象の税目	町県民税	4期
	国民健康保険税	8期

TAX ファイナンシャルプランナーによる納税相談を実施します

問 税務課 収納係
☎ 932-1495(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線132)

税務課では、さまざまな金銭的問題により支出が収入を上回ってしまい、「町税を納めたいけれど納められない」という人を対象に、2か月に1回、ファイナンシャルプランナー(FP)による納税相談(無料)を実施しています。

FPという生活設計のプロに相談し、家計に関する問題(収入不足、ローン返済、借金問題など)の解決策を一緒に考えてみませんか？

相談には、町職員も同席し、秘密は守られますのでご安心ください。

- ▶ **相談日** 1月18日(水)
- ▶ **時間** 9時～19時(お一人1回につき1時間)
- ▶ **会場** 須恵町役場 2階 上下水道課横会議室
- ▶ **ご用意いただくもの**
収入がわかるもの
(給与明細や確定申告書の写しなど)
支出がわかるもの
(家賃、水道光熱費、各種保険料、借入金の返済明細書など)
- ▶ **予約方法** 事前申し込みが必要なため、相談希望の人は、上記問い合わせ先までご連絡ください。